

11月12日(土)～25日(金) 【11月25日は女性に対する暴力撤廃国際日】

女性に対する暴力を

なくす運動



配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為や人身取引など、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力」のことを言い、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的・経済的・性的暴力も含まれます。また、近年、中学生・高校生・大学生など、若年層カップルの間で起こる「デートDV」が問題になっています。DVは大人の男女間に限った問題ではありません。

DVは、暴力を振るう側の問題であり、被害者の努力で暴力がとまるわけではありません。また、子どもに暴力を見せたり、危険な目に遭わせたりするなど、子どもを巻き込んだ暴力は、子どもにも悪影響を与えます。

DVの起る背景

「夫が妻に暴力を振るうのは仕方がない」という思い込みや、男性優位の意識、男女の経済格差など、個人の問題だけでは片づけられない、社会構造的な問題が大きく関係していると言われています。

ひとりでも悩まないで、相談を!

平成27年に実施した県民意識調査では、DVをなくすために相談機関や保護施設の整備が重要だと答えた人は、48・7%でした。市は、関係機関と連携を図り、相談機関の周知をしています。

早目の相談が問題解決への第一歩です。DVをはじめとする女性に対する暴力に悩んでいたら、まずはご相談ください。

DV相談	電話番号	(51) 11288	女性のための相談室	電話番号	(64) 8997	
	受付時間	9時～17時15分		9～12時 13～16時		
相談場所	富士市配偶者暴力相談支援センター	男女共同参画センター(フイラッセ西館3階)	相談日	月～金曜日 (祝休日、年末年始は除く)	相談方法	電話・面接 (要予約、緊急時は随時受け付け)

問い合わせ

多文化・男女共同参画課
 ☎(55)2724 国(55)2864
 ✉si-danjo@div.city.fuji.shizuoka.jp

税金は納期限内納付をお願いします

11・12月は、県内一斉の滞納整理強化月間です

静岡県・県内全市町・静岡地方税滞納整理機構が連携し、滞納整理の強化や積極的な広報に取り組みます。

◆納税は国民の義務です

納税は国民の三大義務の1つです。納付していただいた税金は、福祉や医療、教育、道路・河川・公共施設の整備及び維持管理、そのほか各種サービスを行うために使われます。市税を滞納すると、納期どおりに納めている大多数の人の公平性を欠くこととなります。また、市の財政を圧迫し、行政サービスの提供に支障を来すこととなります。

◆税金を納めず放置はNG!!

納期限までに納付されず、督促しても放置した場合は、滞納処分を執行します。給与・預金・生命保険などの債権、不動産、自動車などの財産が差し押さえの対象になります。また、滞納期間や税額によっては延滞金が発生し、本来納めるべき税額より多く納めることとなります。

◆地方税法などに基づく滞納処分の流れ

督促状の発送
 原則、納期限を経過してから20日以内に督促状を発送します。

財産調査

金融機関、勤務先、生命保険会社、取引先などに対し、質問及び検査を行います。

財産の差し押さえ

財産調査で判明した財産(預貯金、給与、生命保険、売掛金、賃料などの債権や不動産、自動車など)を差し押さえます。

換価・配当

差し押さえた財産は、「取立」や「公売」により換価(換金)します。換価して得た代金は滞納金(市税、延滞金)に充当します。

◆納付が困難な場合は早目に相談ください

災害や病気、失業や事業の廃止など、やむを得ない理由により納期限までに納付できない場合は、早目に収納課へご相談ください。



問い合わせ 収納課 ☎ 55-2730・55-2771